

放送番組・素材の使用申込書

令和 年 月 日

江戸川区 SDGs 推進部長 殿

申込者 住所 (〒 -)
 団体名
 代表者名
 担当者名
 電話番号 ()

社 印
 又は
 代表者印

FAX ()

江戸川区の番組・素材の使用について、裏面記載に使用条件を遵守し、著作権等の処理にあたることを確約の上、次のとおり申し込みます。

希望番組・素材	江戸川区の番組名又は素材内容	使用者	
	使用予定 1. 映像 秒 2. 音声 秒 3. 写真 枚	使用目的	1. 放送 2. イベント 3. VP 4. 映像商品 5. 音声商品 6. 書籍・印刷物 7. CM 8. その他 〔 〕
申込者の番組・内容等	番組名、作品名など	使用日時・方法・対象等	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日 時 分 ~ 時 分
	番組・作品などの内容		希望する複製形態 1. MXF 2. MPEG 2 3. その他 ()
	江戸川区素材の使用意図	受け取り希望日	年 月 日
	番組・作品の長さ 分	返却予定日	年 月 日

放送番組・素材使用の条件

江戸川区 SDGs 推進部は、江戸川区の承諾を得たうえで、申込者が以下の条件を順守することを条件として放送番組・素材（以下「番組・素材」という）の使用を許諾します。

1. 提供を受けた番組・素材を申込書記載の目的以外に使用し、複製・頒布し、または他人に譲渡・貸与しないでください。
2. 番組・素材に第三者の著作権・著作隣接権・肖像権などの権利が含まれる場合は、申込者がその責任と費用負担において処理してください。主催者など第三者の承認を必要とする場合も同じです。
3. 江戸川区 SDGs 推進部の承諾がなければ、番組・素材を勝手に改変することはできません。
4. 申込者は、番組・素材を使用した後は、すぐに番組・素材を返却してください。
5. 江戸川区 SDGs 推進部が指定した場合を除き、番組・素材を使用して作成された作品（以下「作品」という）及びその複製物に、番組・素材が江戸川区の提供であることを表示してください。
6. 番組・素材または作品を使用することにより、他から苦情が出された場合は、申込者がその責任と費用負担において一切の措置をしてください。
万一これによって紛争が生じても、江戸川区 SDGs 推進部及び江戸川区は一切責任を負いません。
7. 申込者以外に作品の使用者がある場合には、使用者に以上のことを守らせてください。
このため必要と認める場合、使用者にも本申込書に押印していただくことがあります。
8. 申込者は、作品の複製物を江戸川区 SDGs 推進部に提出してください。
9. 上記のほかに、江戸川区 SDGs 推進部が許諾の際、別途具体的な条件を提示することがありますので、その場合にはその条件にしたがってください。
10. 以上の条件に違反し、または違反するおそれがある場合は、番組・素材の使用をとりやめていただくことがあります。

受付番号		担当印	
申請結果	全部可・部分可・全部不可		
使用素材			

江戸川区 SDGs 推進部広報課映像広報係
〒132-8501
東京都江戸川区中央1-4-1
TEL 03-3652-1151
内線2125～6
FAX 03-3652-1109